

○法務省令第九号

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十九条第三項の規定に基づき、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十八日

法務大臣 上川 陽子

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(出頭を要しない場合等)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2 第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 法第十一条第二項（法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者証明書の受領については、当該受領のために市町村の事務所に出席することに著しい支障がある者（法第十九条第一項の規定により特別永住者証明書の受領を市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない者又は同条第二項の規定により当該受領を特別永住者に代わつてしなければならない者に限る。）が日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、又は配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法により送付さ</p>	<p>(出頭を要しない場合等)</p> <p>第十七条 [同上]</p> <p>2 第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

れる特別永住者証明書を受領する場合であつて、出入国在留管理庁長官において相当と認めるとき。

〔3・4 略〕

〔3・4 同上〕

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、令和三年五月一日から施行する。